

宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

第1部 宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

第1章 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定経過

第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」）
新型インフルエンザ等^{※1}感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたもの

※1 新型インフルエンザ等の定義（特措法第2条第1号）

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）をいう

第2節 政府の感染症危機管理の体制

・令和5（2023）年9月、内閣官房に感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括する組織である「内閣感染症危機管理統括庁」を設置
・令和7（2025）年4月、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織として、「国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」）」を設置

第3節 政府行動計画の作成

・平成25（2013）年6月、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」）」を策定
・政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県及び市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたもの

第4節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

・令和2（2020）年1月、国内で新型コロナウイルス感染症の感染者を確認。新型コロナウイルス感染症対応での経験により、感染症危機が、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする国民生活の安定にも大きな脅威となることが強く認識された。

第5節 政府行動計画改定の目的

・令和6（2024）年7月、新型コロナウイルス感染症対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うために、「感染症危機に対応できる平時からの体制作り」「国民生活及び社会経済活動への影響の軽減」「基本的人権の尊重」の3つの目標の実現を目指し、政府行動計画を全面改定

第2章 栃木県及び宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定経過

第1節 栃木県及び宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定経過

・平成17（2005）年12月、栃木県（以下「県」）は、「栃木県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定。本市では、新型インフルエンザの脅威から市民の健康を守り、安心安全を確保するため、平成18（2006）年1月「宇都宮市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定
・平成25（2013）年6月、特措法第6条の規定に基づき、「政府行動計画」、同年11月、同法第7条の規定に基づき、「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」）」を策定
・本市では、平成26（2014）年3月、特措法第8条に基づき、「宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定
・令和6（2024）年7月に政府行動計画が改定されたことを受け、令和7（2025）年3月、県行動計画が改定

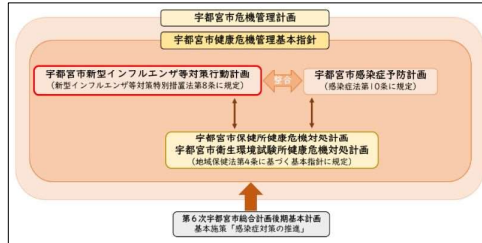
第2節 宇都宮市の新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえた対応

・新型コロナ対応を通して抽出された本市の主な課題

- ◆ 平時からの備えの課題
- ◆ 変化する状況へのより適切な対応に関する課題
- ◆ 市民への情報発信の課題

⇒こうした課題を解決し、感染症から市民の生命と健康を守る施策を実現するため、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、市行動計画を改定し、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指す

【計画の位置付け】



第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等対策の主たる目的
・**感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する**
・**市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする**

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

・新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定

【対応時期】

準備期	初期期	対応期
新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階	国内及び県内（市内）で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	おおむね政府対策本部の設置後から流行状況の収束に至るまでの間

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

対応時期	時期の説明	対応方針
初期期（A）	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を察知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間	感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期（B）	政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階で、病原体の性状について限られた知見しか得られていない時期
	病原体の性状等に応じて対応する時期（0-1）	病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（0-2）	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まる時期
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）	ワクチン等による免疫の獲得、病原体の変異による病原性や感染性等の低下等により当該感染症への対応力が一定水準を上回ることとなる時期
		対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替え
		特措法によらない基本的な感染症対策に移行

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

1 平時の備えの整理や拡充 2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
3 基本的人権の尊重 4 危機管理としての特措法の性格 5 関係機関相互の連携協力の確保
6 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応 7 感染症危機下の災害対応 8 記録の作成や保存

第5節 対策推進のための役割分担

【本市の役割】

ワクチン接種、市民の生活支援、要配慮者への支援、患者等の搬送、火葬体制の整備、廃棄物処理の円滑な実施等に加え、サーベイランス（発生動向調査）や医療など、保健所及び地方衛生研究所^{※2}設置市として県と連携し、迅速に対策を実施
※2 本市においては「宇都宮市衛生環境試験所」を設置

第6節 新型インフルエンザ等対策の実施体制及び連携体制

庁内実施体制	地域における実施体制	県及び他の市町との連携
〔準備期～〕 宇都宮市新型インフルエンザ等健康危機管理対策本部	宇都宮市新型インフルエンザ等対策地域連絡協議会	栃木県新型インフルエンザ等対策有識者会議
		栃木県感染症対策連携協議会
〔政府対策本部設置時～〕 宇都宮市新型インフルエンザ等対策本部		栃木県新型インフルエンザ等医療対策推進委員会
		栃木県新型インフルエンザ等対策市町連携会議

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

対策項目
1 実施体制
2 情報収集・分析
3 サーベイランス（発生动向調査）
4 情報提供・共有，リスクコミュニケーション
5 水際対策
6 まん延防止
7 ワクチン
8 医療
9 治療薬・治療法
10 検査
11 保健
12 物資
13 市民生活及び地域経済の安定の確保

各対策項目の考え方
及び取組については
「第3部」参照

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

5つの横断的視点
I 人材育成
II 国と地方公共団体との連携
III DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
IV 研究開発への支援
V 国際的な連携

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 国立健康危機管理研究機構（JIHS）との連携

新型インフルエンザ等対策における JIHSの役割	市の取組
1 地方衛生研究所等や諸外国とのネットワークを活用した情報収集に基づくリスク評価	発生した新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状等を把握するために必要な情報等をJIHSへ提供
2 科学的知見の迅速な提供，対策の助言	JIHSからの助言を踏まえ，市民等へと分かりやすい情報提供・共有
3 人材育成	JIHSが実施している研修を活用し，感染症に対応する専門人材を養成
4 研究開発や臨床研究等のネットワークのハブの役割	—
5 国際連携	—

第2節 市行動計画等の実効性確保

- EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進
- 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持
- 実践的な訓練の実施
- 定期的なフォローアップと必要な見直し（おおむね6年ごとに改定）
- 指定（地方）公共機関業務計画

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

➤ 赤字・下線部分は，本市の取組のポイント

対策項目	第1節 準備期	第2節 初動期	第3節 対応期
第1章 実施体制	市新型インフルエンザ等健康危機管理対策本部を設置し，発生時の対策を構築	政府対策本部が設置された場合，市対策本部を速やかに設置	リスク評価を踏まえた地域の実情に応じた対策を実施 医療の逼迫や病原体の変化等状況の変化を踏まえた柔軟かつ機動的な対策の切り替え
第2章 情報収集・分析	国や県等と連携し，情報収集・分析のための体制を整備，情報収集・分析の結果について，関係機関に速やかに共有	国の方針やリスク評価等を踏まえ，感染対策及び，医療提供体制，検査体制，保健所等の各体制を速やかに有事の体制に移行することを判断，必要な準備を実施	感染拡大防止と市民生活及び地域経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替えのため，リスク評価を継続的に実施
第3章 サーベイランス（発生动向調査）	感染症サーベイランスの実施体制を構築し，平時から急性呼吸器感染症の全国的な流行情報を把握	準備期から実施するサーベイランスを継続及び当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始	流行状況に応じたサーベイランスを実施
第4章 情報提供・共有，リスクコミュニケーション	市民等の感染症に関するリテラシーの向上及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の向上	感染拡大に備えて，市民等への新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有，市民等の準備の促進 国，県からの要請に基づき，コールセンター等を設置・運営	病原体の性状等が明らかになった状況に応じた対応の見直し及び科学的根拠等に基づいた正確な情報についての迅速かつ分かりやすい提供・共有
第5章 水際対策	出国予定者等に対して，検疫所から提供される情報を分かりやすく提供・共有し，注意喚起を行う体制を整備	出国予定者等に対する注意喚起及び感染が疑われる帰国者等の居宅待機者等に対して健康状態の確認を実施	状況の変化を踏まえ，初動期の対応を継続 国が公表する水際対策の強化等の方針について，市民等に迅速に情報提供・共有
第6章 まん延防止	基本的な感染対策の普及，市民や事業者のまん延防止対策への理解促進	感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応の確認	感染状況や医療提供体制等の変化に応じて，感染性，重症化等のリスク，市民生活及び地域経済活動への影響等を勘案した対策の実施
第7章 ワクチン	発生時に，速やかに接種体制が構築できるよう，関係機関と連携し，接種に必要な人員，会場，資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を実施	国が整理する接種の優先順位の考え方を踏まえ，接種体制等の必要な準備を実施	構築した接種体制に基づき迅速な接種を実施
第8章 医療	県と連携し，平時からの訓練や研修の実施等により，有事の際の医療提供体制の準備と合意形成	国からの情報を基に，相談・受診から入院までの流れを迅速に整備 医療機関や市民等に対し，適切な医療提供のための情報や方針を周知	県と連携し，地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ，段階的に医療提供体制を拡充
第9章 治療薬・治療法	（県）発生時に，国等が示す情報に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等と体制を構築	国，県と連携し，供給量に制限がある治療薬について，必要な患者に対して適時に公平に配分を実施	国が提供する診断・治療に資する情報等を，医療機関や医療従事者，市民等に対して迅速に提供
第10章 検査	平時からの検査の精度管理や実施体制の整備・維持等，有事の体制拡大の準備	衛生環境試験所や県の検査等措置協定締結機関等における検査実施能力を確認，速やかな検査体制の立ち上げ	国が決定する感染症の特徴や病原体の性状，流行状況や医療提供体制の状況等に応じ，検査実施の方針を見直し
第11章 保健	感染症対応が可能な人材の確保，応援及び受援に関する体制を構築，研修，訓練を実施 高齢者施設等に対し研修・訓練を実施し，施設等における対応力強化	保健所及び衛生環境試験所等における有事体制への移行準備 速やかに発熱等相談センターを整備，市民へ周知	相談対応，検査・サーベイランス，積極的疫学調査，入院勧告・措置，入院調整，自宅・宿泊療養の調整，移送，健康観察及び生活支援，リスクコミュニケーション等を実施
第12章 物資	必要な感染症対策物資等を備蓄し，定期的に確認	県の協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認	必要な物資及び資材が不足するときは，国や県，他市町等において相互に協力
第13章 市民生活及び地域経済の安定の確保	市民等に対し，適切な情報提供・共有を行い，必要な準備を行うことを勧奨 発生時に市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備	必要な対策の準備及び事業者へ市民等へ感染拡大防止に必要な対策等の準備を勧奨	まん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するための必要な支援及び対策の実施